

建設工事等に係る入札制度等の改正について

美作市総務部管財課

美作市の建設工事等に係る入札制度及び契約関係について、下記のとおり改正を行いますのでお知らせします。

1 低入札価格調査制度（原則上限価格1億5,000万円以上の工事等に適用）

調査方針の見直し

現 行	改 正 後
直接工事費の9.2%以上	直接工事費の9.2%以上
共通仮設費の8.5%以上	共通仮設費の8.5%以上
現場管理費の8.5%以上	現場管理費の8.5%以上
一般管理費等の <u>5.0%</u> 以上	一般管理費等の 6.3% 以上 予定価格の8.9%以上

全ての工事について、入札価格の内訳のいずれかの経費及び合計額が上記の表に示す各経費及び予定価格の率を下回る場合、または上記の表を使用しない場合の入札価格が予定価格（税抜）の3分の2を下回る場合は、契約の内容に適合した工事が履行されないと判断し、失格とします。

2 請負代金内訳書における「法定福利費」の明示

国からの要請に基づき、**令和5年4月1日以降に請負契約を締結する美作市発注工事**について、契約の締結後、**受注者は法定福利費を明示した請負代金内訳書を発注者に提出する**とともに、**発注者は法定福利費が適切に計上されていることを確認する**こととします。

※「法定福利費」とは、健康保険料、厚生年金保険料及び雇用保険料それぞれの事業主負担分をいいます。

3 契約書の変更事項

- 1) 契約手続きに係る契約保証の一部電子化への対応
 - ・電磁的方法による保険証券・保証証書の寄託を追加
- 2) 発注者が催告によらず契約を解除することができる要件の拡大
 - ・暴力団排除条項の対象拡大により改正
- 3) 危険な盛土等の発生防止（工事）
 - ・建設発生土の搬出先等についての契約書面化
- 4) 災害の激甚化・頻発化への対応（工事）
 - ・災害応急対策又は災害復旧工事における損害は発注者が全額負担

4 変更契約（軽微な変更契約の省略）

軽微な変更契約の省略について対象を拡大するもの

※軽微な変更とは・・・上限価格と変更価格の差額が上限価格の1.5%未満の額であり、かつ、10万円以内の場合。

現 行	改 正 後
工事請負契約	工事請負契約 <u>委託契約</u> <u>物品購入契約 等</u>

5 前金払（建設コンサルタント業務の追加）

建設コンサルタント業務を追加することで業務委託業者の利便性を図るもの

現 行	改 正 後
1件 300万円以上の工事 当該経費の10分の4以内	1件 300万円以上の工事 当該経費の10分の4以内 <u>1件 130万円以上の建設コンサルタント業務</u> <u>当該経費の10分の3以内</u>

6 委託業務契約に係る現場代理人等の指名通知書

名称を変更するとともに照査技術者を追加するもの

現 行	改 正 後
委託業務代理人 <u>委託業務責任者</u>	<u>現場代理人</u> <u>主任技術者</u> <u>照査技術者</u>

※主任技術者と照査技術者の兼務は、契約上禁止されています。

7 各種契約関係に伴う様式の軽微な変更

着手届・工程表・現場代理人等の指名通知書・下請負予定届書・請負代金内訳書・完成届保証書・保証人承認願 等

8 適用時期

令和5年4月1日以降に指名又は入札公告及び契約を締結する工事等（委託等を含む）から適用します。

【問合せ先】

美作市総務部管財課
電話 0868-72-0929